

公立大学法人滋賀県立大学の第 3 期中期目標の期間に係る
業務の実績に関する評価結果について(概要)

地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定に基づき、滋賀県公立大学法人評価委員会は、滋賀県立大学の第 3 期中期目標の期間に係る業務運営の実績等について、評価を行った。

1 全体評価の結果概要について
達成状況が概ね良好である

2 項目別評価の結果概要について

項目名	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項あり
大学の教育研究等の質向上		○			
大学経営の改善			○		

(1) 大学の教育研究等の質向上

達成状況	IV	Ⅲ	Ⅱ	I	合計
事項数	2	30	-	-	32

【評価の判断基準】

- IV：中期計画を上回って実施している
Ⅲ：中期計画を概ね順調に実施している
Ⅱ：中期計画を十分に実施できていない
I：中期計画を全く実施できていない

ア 中期計画を上回って実施できた事項

○ 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

地域コーディネーターを配置したことによる地域の方々とのコミュニケーションの積み上げにより、市町や関係団体との間で新たに 10 件の包括連携協定の締結につながっていることは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

○ 学生への支援に関する目標を達成するための措置

さまざまな課題を抱える学生に対して、関係部署が面談記録を共有できる仕組みを構築するとともに、支援方法等を協議する相談室会議を月に 2 回開催するなど、きめ細やかに支援されていると学生が感じられる体制が整備されていることは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

(2) 大学経営の改善

達成状況	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	合計
事項数	1	19	1	-	21

ア 中期計画を上回って実施できた事項

○ 財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

物品調達コストの削減を図るため、他大学と連携して共同調達の品目拡大や契約方法の見直しなどに取り組んだことおよび電気・ガスの供給にあたっては調達方法を柔軟に見直すことにより経費の削減を進めたことは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

イ 中期計画を十分に実施できていない事項

○ 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置

令和3年度に生じた不正経理事案については、再発防止およびその他の法令遵守に係る取組の確保のため、研修を開催し、受講を求める方針により対応していることが認められるところ、研修の実施にあたっては、コンプライアンス研修をオンデマンドで実施し、e-ラーニングを活用するなど、受講率向上に向けた工夫がされているものの、令和5年度における研修の参加率が76.5%にとどまっていることは、中期計画期間中に不適正事案があったことも考え合わせると、評価対象期間中の実施状況として概ね順調に実施しているものとは言いがたい。

また、同じく令和3年度には実習調査船上における学生の負傷事故があった。このことについても既に、安全教育等の再発防止策が実施されているところではあるが、これらを踏まえ、より一層コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、法令遵守に基づく大学運営を推進されたい。

3 今後の取組を期待する事項等

(1) 今後の取組を期待する事項

○ 大学発ベンチャー制度に関する取組

学生による研究成果を活用した新たな技術やビジネスモデルを用いた起業や新規事業の立ち上げを支援するため令和5年度に整備した大学発ベンチャー制度が有効に機能するよう、他大学との連携や学生、教員が取り組みやすい環境の整備等に係る今後の取組に期待する。

○ 外部資金の獲得に関する取組

就職応援ブックや学内企業説明会で有料広告を募るなど、新たな収入源の基盤を確立したことは評価でき、今後更なる資金獲得に期待する。

(2) 特記すべき事項

○ 研究者育成の支援に関する取組

科学研究費助成事業採択率向上のための若手研究者向け支援制度が令和元年度に整備されたことに加えて、採択されなかった人向けの支援として、再チャレンジ制度を整備されており、研究者育成方針に基づく計画的な支援に繋がっている。

再チャレンジ制度は、若手研究者のみならず、不採択となった全ての者を対象とするものであるところ、当制度に登録した者の翌年度における科学研究費助成事業採択率は約5割に達しており、研究者育成の支援として有効に機能している。